

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月12日
【会社名】	三菱地所株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Estate Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役 執行役社長 吉田 淳一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号
【電話番号】	03(3287)5100
【事務連絡者氏名】	経理部 ユニットリーダー 上野 亨
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号
【電話番号】	03(3287)5296
【事務連絡者氏名】	経理部 ユニットリーダー 上野 亨
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成28年8月4日
【発行登録書の効力発生日】	平成28年8月12日
【発行登録書の有効期限】	平成30年8月11日
【発行登録番号】	28 - 関東126
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 400,000百万円
【発行可能額】	305,000百万円 (305,000百万円) (注)発行可能額については、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づいて算出している。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成30年6月12日(提出日)である。
【提出理由】	平成28年8月4日付で提出した発行登録書(平成30年5月18日に提出した訂正発行登録書により訂正済み。)の記載事項中、「募集又は売出しに関する特別記載事項」の記載について訂正を必要とするため、本訂正発行登録書を提出する。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 三菱地所株式会社横浜支店 (横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号) 三菱地所株式会社中部支店 (名古屋市中区栄二丁目3番1号) 三菱地所株式会社関西支店 (大阪市北区天満橋一丁目8番30号)

【訂正内容】

訂正箇所は下線で示しています。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

グリーンボンドとしての適格性について

(訂正前)

本社債についてグリーンボンドの発行のために「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2017」(注1)に即したグリーンボンドフレームワークを制定し、サステナリティクスよりセカンドオピニオンを取得しております。

本社債の手取金の使途である東京駅前常盤橋プロジェクト(大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業)のA棟は、DBJ Green Building認証(注2)における5つ星または4つ星の評価を取得予定です。

(注1)グリーンボンド原則(Green Bond Principles)とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

(注2)DBJ Green Building認証とは、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)が独自に開発した総合スコアリングモデルを利用し、環境・社会への配慮がなされた不動産(Green Building)を対象に、5段階の評価ランク(1つ星~5つ星)に基づく認証をDBJが行うものです。

(訂正後)

本社債についてグリーンボンドの発行のために「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2017」(注1)に即したグリーンボンドフレームワークを制定し、サステナリティクスよりセカンドオピニオンを取得しております。

本社債の手取金の使途である東京駅前常盤橋プロジェクト(大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業)のA棟は、DBJ Green Building認証(注2)における5つ星または4つ星の評価を取得予定です。

当社は本社債に関し、環境省の「平成30年度グリーンボンド発行モデル創出事業に係るモデル発行事例」に応募し、モデル発行事例として選定され、環境省とその請負事業者により「グリーンボンドガイドライン2017年版」(注3)との適合性が確認された旨の通知を受領しております。

また、株式会社格付投資情報センター(R&I)による「R&Iグリーンボンドアセスメント」(注4)の最上位評価である「GA1」の予備評価を取得しております。

(注1)グリーンボンド原則(Green Bond Principles)とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

(注2)DBJ Green Building認証とは、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)が独自に開発した総合スコアリングモデルを利用し、環境・社会への配慮がなされた不動産(Green Building)を対象に、5段階の評価ランク(1つ星~5つ星)に基づく認証をDBJが行うものです。

(注3)グリーンボンドガイドライン2017年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が平成29年3月に策定・公表したガイドラインです。

(注4)R&Iグリーンボンドアセスメントとは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドの対象事業の選定方法や調達資金の管理方法等を評価基準とし、当該基準の範囲内で評価を行い、その結果をGA1からGA5までの5段階の符号で表すことを意図しています。